

③

令和 7 年 12 月

# 第 5 回徳島市議会定例会議案

( 条 例 議 案 )



## 目 次

	ページ
議案第 1 1 8 号 徳島市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて .....	1
議案第 1 1 9 号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて .....	2
議案第 1 2 0 号 徳島市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて .....	3
議案第 1 2 1 号 徳島市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を定めるについて .....	6
議案第 1 2 2 号 徳島市水道事業条例の一部を改正する条例を定めるについて .....	7
議案第 1 2 3 号 徳島市公共下水道事業条例の一部を改正する条例を定めるについて .....	8
議案第 1 2 4 号 徳島市火災予防条例の一部を改正する条例を定めるについて .....	1 1



徳島市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に  
関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

徳島市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例  
の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

徳島市長 遠 藤 彰 良

徳島市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する  
条例の一部を改正する条例

徳島市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例  
(平成 6 年徳島市条例第 4 0 号) の一部を次のように改正する。

第 8 条中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改める。

第 1 1 条中「5 4 1 円 3 1 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の徳島市の議会の議員及び長の選挙における選挙運  
動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告  
示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を  
告示された選挙については、なお従前の例による。

印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を定める  
について

印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

徳島市長 遠 藤 彰 良

印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和 4 3 年徳島市条例第 4 7 号）の一部  
を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「含む」の右に「。次項第 3 号において同じ」を加え、同条  
第 2 項中「の各号」を削り、同項第 3 号中「（これに準ずる方法により一定の  
事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）」を削る。

第 1 4 条第 2 号中「第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 1 2 条の 2 第 4 項  
第 3 号ロ」に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一  
部を改正する法律（令和 7 年法律第 4 6 号）の施行の日から施行する。

徳島市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例  
例を定めるについて

徳島市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月3日提出

徳島市長 遠藤彰良

徳島市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

徳島市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成6年徳島市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「（占有者がいない場合は、管理者とする。以下「占有者」という。）」を削る。

第8条を次のように改める。

（一般廃棄物処理計画の告示）

第8条 市は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物処理計画を定めたときは、これを告示するものとする。重要な変更があったときも、同様とする。

第13条第1項中「別表第1に定める」を削り、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 処理手数料は、市長の認定する数量及び人員を基礎として算定し、別表第1に定めるところによる。ただし、一般廃棄物の量、質その他態様の特殊性により同表の規定により難いと市長が認めるときは、別に処理手数料を定めることができる。

第14条中「前条に規定する」を削る。

別表第1の1の表を次のように改める。

1 収集，運搬及び処分をする場合

種別		単位		処理手数料	
ごみ及び粗大ごみ		10キログラム又は0.02立方メートルまでごとにつき		271円	
し尿	人頭制による場合	基本料金	1箇月当たり世帯人員1人につき	370円	
		回数料金	収集1回当たり1基につき	普通便槽	330円
				無臭トイレ	960円
	従量制による場合	18リットルまでごとにつき		210円	
犬，猫等の死体		1体につき		1,030円	
布団及び毛布（死亡者の用に供していたもの）				865円	

備考 し尿の収集，運搬及び処分をする場合の処理手数料の算定については，次に定めるところによる。

- (1) 人頭制は，従量制の適用を受けるもの以外のものについて適用する。
- (2) 人頭制による処理手数料は，基本料金及び回数料金を合算した額とする。
- (3) 人頭制の基本料金に係る世帯人員の数については，満1歳未満の者を除き，かつ，同居者を含むものとする。
- (4) 人頭制の回数料金のうち普通便槽に係るものは，無臭トイレ以外のくみ取り式のトイレについて適用する。
- (5) 従量制は，規則で定めるものについて適用する。

別表第1の2の表中

「

前の表の（６）の規定は、この表に準用する。

を

」

削る。

#### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和８年４月１日から施行する。
- 2 この条例による改正後の徳島市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第１３条及び別表第１の１の表の規定は、この条例の施行の日以後に収集、運搬及び処分をするし尿に係る手数料について適用し、同日前に収集、運搬及び処分をするし尿に係る手数料については、なお従前の例による。

徳島市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を定めるにつ  
いて

徳島市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

徳島市長 遠 藤 彰 良

徳島市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

徳島市中央卸売市場業務条例（令和元年徳島市条例第 2 7 号）の一部を次の  
ように改正する。

第 5 2 条に次の 1 項を加える。

2 市長は、規則で定めるところにより、食品等の持続的な供給を実現するた  
めの食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する  
法律（平成 3 年法律第 5 9 号。以下この項において「食品等持続的供給法」  
という。）に関する次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 取扱品目のうち食品等持続的供給法第 4 2 条第 1 項に規定する指定飲食  
料品等（取扱予定のないものを除く。）
- (2) 前号の規定により公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法  
第 4 2 条第 1 項第 1 号に規定する指標
- (3) 食品等持続的供給法第 3 6 条各号に掲げる措置の内容

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

徳島市水道事業条例の一部を改正する条例を定めるについて  
徳島市水道事業条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

徳島市長 遠 藤 彰 良

徳島市水道事業条例の一部を改正する条例

徳島市水道事業条例（昭和 3 3 年徳島市条例第 2 2 号）の一部を次のように  
改正する。

第 1 7 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、他の水道事業者又は他の水道事  
業者から同項の指定を受けた者（第 3 項において「他の水道事業者等」とい  
う。）が工事を施行する必要があると管理者が認めた場合は、この限りでな  
い。

第 1 7 条第 2 項中「指定給水装置工事事業者」を「管理者以外の者」に改め、  
同条第 3 項中「指定給水装置工事事業者」の右に「（第 1 項ただし書の場合に  
あつては、管理者、指定給水装置工事事業者又は他の水道事業者等）」を加え  
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島市公共下水道事業条例の一部を改正する条例を定めるについて

徳島市公共下水道事業条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

徳島市公共下水道事業条例の一部を改正する条例

徳島市公共下水道事業条例（昭和 3 7 年徳島市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 3 第 2 項中「本市の」を削る。

第 5 条の 3 第 1 項第 1 号中「が 1 人以上専属している」を「を 1 人以上選任している」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、徳島県内における他の営業所について兼任することを妨げない。

第 1 3 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

使用料の額は、次の各号に掲げる排除する汚水の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 一般汚水（次号に規定する公衆浴場汚水以外の汚水をいう。） 1 使用月につき、次の表に定める基本使用料及び使用者が排除した汚水量に応じて同表の規定により算定した従量使用料の合計額

基本使用料	従量使用料	
	汚水量	料金（1 立方メートルにつき）
1, 2 1 0 円	1 立方メートルから 8 立方メートルまで	7 7 円
	8 立方メートルを超え 2 0 立方メートルまで	1 1 0 円

	20立方メートルを超え30立方メートルまで	143円
	30立方メートルを超え400立方メートルまで	176円
	400立方メートルを超えるもの	200円

(2) 公衆浴場汚水（公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）第2条に規定する公衆浴場から排除される汚水をいう。

）前号の表中「176円」とあるのは「17円」と、「200円」とあるのは「18円」とそれぞれ読み替えて同号の規定の例により算定した額

2 前項の規定にかかわらず、汚水処理場（丈六団地汚水処理場，しらさぎ台団地汚水処理場及び竜王団地汚水処理場をいう。第4項において同じ。）を使用する場合の使用料の額は、同項第1号の表中「143円」とあり、「176円」とあり、及び「200円」とあるのは、「132円」と読み替えて同号の規定の例により算定した額とする。

第13条第4項中「別表に規定する」を削る。

第13条の2第2号中「前条第1項」を「前条第1項第1号」に、「829円」を「1,210円」に、「414円」を「605円」に、「同条第2項の表中「550円」とあるのは「275円」として同条の規定を適用した場合に得られる」を「それぞれ読み替えて同条の規定の例により算定した」に改める。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の徳島市公共下水道事業条例第13条第1項及び第

2項並びに第13条の2の規定は、施行日以後の公共下水道の使用に係る使用料の額について適用する。

- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前から継続して使用している公共下水道の使用で、施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利の確定されるものに係る使用料の額については、なお従前の例による。

徳島市火災予防条例の一部を改正する条例を定めるについて  
徳島市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月3日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

### 徳島市火災予防条例の一部を改正する条例

徳島市火災予防条例（昭和37年徳島市条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「火災に関する警報」を「火災警報」に、「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2―第29条の7）」を

「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29の2―  
第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）

第29条の7）」に改める。

第1条中「火災に関する警報」を「同条第3項の警報（以下「火災警報」という。）」に改める。

第3章第4節の節名中「火災に関する警報」を「火災警報」に改める。

第29条の見出し及び同条中「火災に関する警報」を「火災警報」に改め、  
同条第7号を削る。

第3章の2の次に次の1章を加える。

### 第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限に関する努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項第6号」に改める。

第45条第1号中「行為」の右に「(たき火を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防局長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。